

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(畜産課)	一
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	一
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	一
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	一
○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	二
○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	三
○保安林の指定の解除	(同)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三

## 告 示

○宮城県告示第三百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和三年三月十九日次のとおり委託した。

令和三年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―一六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和三年三月二日次のとおり委託した。

令和三年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柵木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和三年三月十九日次のとおり委託した。

令和三年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日  
○宮城県告示第三百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和三年三月八日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第四百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和三年三月十七日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第四百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和三年三月十九日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第四百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和三年三月八日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

○宮城県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、宮城県尾袋川東地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。  
令和三年五月七日

一 縦覧に供する書類の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧期間  
令和三年五月七日から令和三年六月四日まで

○宮城県告示第四百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和三年三月十七日次のとおり委託した。  
令和三年五月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日

三 縦覧場所

角田市役所

○宮城県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八の二八〇・字洲崎七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上内沼五の五、五の六、九の五、波路上岩井崎九六の一（次の図に示す部分に限る。）  
九六の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公益上の理由（海岸保全施設）

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三

十条第二項の規定により、令和三年四月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年五月七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一 裕